

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目1，新型コロナウイルス感染症について。

（1）新型コロナウイルス感染拡大防止についてであります。

茨城県においても、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、県民の努力や県が病床確保に努めたことなどにより、第1波の収束につながるとともに、本市においても約3か月間にわたって休校が続いていた学校も6月1日から再開されるという明るい兆しの下、安堵感を覚えたこともつかの間、7月に入り、全国的に感染症が増加傾向に転じ、県内でも8月には緊急事態宣言時を上回る感染者数へと推移してしまいました。

感染症の専門医などで作る日本感染症学会も、今、日本は第2波真ただ中にある。全国的にも東京でも新たな感染者数がピークを迎えているようにも見えるが、再び上昇することがないのか注意が必要があると、現在、国内が流行の第2波を迎えているという見解を示しました。

そのような中、感染拡大を防止する上で重要になってくるのが、PCR検査の実施であると思います。感染経路の追跡調査を行うとともに、陽性者との濃厚接触者を減らすことこそ感染を最小限に抑えることにつながるものと感じています。

また、インフルエンザと同時に冬季に感染が拡大する可能性が高いとの予測もある中、医療介護専門職や介護施設入居者などに定期的にPCR検査を実施するなど、福祉施設従事者などを中心としたPCR検査活用の拡大等も必要になってくるものと思いますが、①として、PCR検査の現況及び今後の対策についてお伺いいたします。

次に、茨城県が新型コロナウイルス対策として6月末に運用を開始した独自システムであるいばらきアマビエちゃんについてであります。

このシステムは、店舗やイベント会場に掲示したQRコードを携帯端末で読み取ってメールアドレスを任意で登録することで、後日、感染者が出た場合、同日に同施設を利用した人にメールで注意喚起が行われるもので、メールでは、感染者との接触の可能性を知らせるとともに、帰国者・接触相談センターなどへの相談を呼びかけるものです。

私の事業所でも6月末に登録を済ませ、QRコードを取得し、店頭に掲げてありますが、市民を含めた利用者への認知度合いは低く、利活用に至っていないのが現状であります。

そのような中、このほど大井川知事が、実際に利用を徹底するためには事業者登録と県民の利用登録を義務化するべく、登録事業者への支援策や利用登録者へのプレゼントキャンペーンなど、インセンティブも充実させた上で、条例による強化が必要との見解を示し、システムの利用促進に向け、9月の県議会定例会に条例（案）を提出するとの発表が行われました。8月中旬現在、対象となる施設の半数に当たるおよそ1万6,000件の事業者が導入している一方、利用者側の登録が進んでいないということでもあります。

そこで②として、本市におけるいばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進策について、お伺いいたします。

次に、（2）コロナと共存する社会構築に向けた感染者への配慮についてであります。

感染症予防対策の一環として、今年はゴールデンウィークに続いて、お盆の時期の帰省も多くの方が自粛されたことと思います。東京を中心に学業や仕事の関係上、県外で生活されている方々にとっては残念な事態であったと感じています。同様に、地方で暮らす家族にとっても寂しい出来事であり、お正月こそは家族そろって新たな年を向かえたいとの思いを抱いている家庭も少なくないと思います。

そのような状況の中、ふだんは東京で単身赴任の生活をしていて、現在はテレワークで自宅に戻ってきている知人から、都会と田舎でのコロナに感染してしまった方への周囲の反応や対応の違いについてのお話を伺いました。

都会では、連日、数百人規模の陽性者が発表されていても、実際にどこの誰だか分からない上、身近な方が感染してしまった場合でも、生憎だねといった同情に始まり、治って仕事復帰した際には良かったとの歓迎ムードに包まれているのに対し、田舎では、運悪く感染してしまい、ある意味、被害者であるにもかかわらず、誹謗中傷や風評被害をもたらすような対象となってしまう。感染症以上に、人間のうわさやそれに伴う行動が怖いですねといった内容でした。

確かに、高齢者の多い田舎ほど重症化リスクが高いと言われている状況下、警戒心も都会以上に強く、よい意味で言えば、世間体に気を配りながら個人個人が用心して生活しているように感じられますが、一方で感染者が出てしまうと、田舎のよさがあだとなり、要らぬうわさが一気に広まってしまう恐れを秘めているということも事実であると思います。現に、全国ではSNSを通じた心ない誹謗中傷が問題となっているケースもありますし、コロナの対応に当たっている医療従事者やその家族に対する偏見も問題視されています。

コロナの収束が見通せない中、この先も、第3波、第4波が来ると予測され、新しい生活様式の中でコロナと共存する社会を構築していく上では、いつ、誰がかかってしまうか分からない、誰もがかかる可能性があるコロナについては、自分ごとに置き換えて感染者に対する配慮を市民ぐるみで意識を高め、必要以上の不安を抱かなくて済むような感染症の正しい知識や情報を行政始め、メディアが発信していく必要があるものと強く感じています。

茨城県においても、10月の施行を目指す条例（案）の中に感染者などへの差別やそれに基づく不当な扱いの禁止を盛り込み、正しい知識の普及を目指すとの方針が示されていますが、ぜひ、本市においても人権侵害に当たるようなことのないよう、市民に向けた意識の啓発及び正しい情報を提供いただきたいと切に望みますが、①として、誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性について、ご所見をお伺いいたします。

次に、大項目2、産業の振興について。

(1) キャッシュレス化の推進についてであります。

昨年10月から今年の6月まで9か月間にわたって行われた国の事業であるキャッシュレスポイント還元事業。クレジットカードや電子マネーなどで買物をすると最大5%分のポイントが還元されるというもので、消費税増税による個人消費の減少を防ぐとともに、キャッシュレス決済の普及拡大を狙った事業でありました。

経済産業省によると、登録店舗は約115万店と当初の想定を上回り、一定の効果があったと

の見解を公表し、ポイント還元事業補助金事務局の一般社団法人キャッシュレス推進協議会の調査においても、消費者サイドは還元事業をきっかけに5割前後がキャッシュレスを始めるとともに、利用頻度が増え、ポイント還元される店舗で購入するようになり、還元事業の終了後も8割がキャッシュレスを利用したいと回答しているとのことで、一方、店舗サイドも還元事業によりキャッシュレスの導入率が40%近くまで増えるとともに、その8割が還元事業をきっかけにキャッシュレスを始めたり、支払い手段を増やしたりしたことにより、約40%が売上げや顧客獲得に効果があったと回答しており、参加店舗の9割がキャッシュレス支払い手段の提供を続けていくと言っているようであります。

そのような中、①として、キャッシュレス消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組についてお伺いいたします。

また、今年3月の予算特別委員会の中でも質問させていただいた、今年度の新規事業であるキャッシュレス推進事業ですが、当初、国のマイナポイント事業に合わせたキャッシュレス決済導入に向けたプレミアムカードリーダーの助成費とのことでありましたが、6月の同僚議員の質問では、本市独自の自治体ポイントまたはマイナポイントを発行するキャッシュレス推進事業を9月から実施するとのことでありました。国のマイナポイント事業については、マイナンバーカードを取得後、スマートフォンなどでマイナポイントの予約とともにマイキーIDを発行してもらい、7月からクレジットカードやICカード、QRコード決済などから自分の希望するキャッシュレス決済方法を選択するといったマイナポイントの申込みがスタートしており、今月から来年の3月までの期間に、選んだキャッシュレス決済サービスで2万円のチャージ、または買物することで1人当たり25%に相当する5,000円が上限として付与されるものです。

そのような中、②として、マイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業について、いつから、どのような形で実施予定なのかお伺いいたします。

次に、大項目3、第2期総合戦略について。

(1) 関係人口の創出・拡大についてであります。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と深い関わりを持つ人々を指す言葉で、交流以上定住未満といった観光客と移住者の中間的概念として、2017年頃から使われ始めているものです。

昨年6月の同僚議員の質問に対しても、本市においては、これまでは関係人口という考え方を特に意識し施策を展開してきたわけではなく、結果として、お試し居住の提供や農家民泊などによる教育旅行、常陸秋そばオーナー制度、姉妹都市交流や中野区とのなかの里・まち連携事業による市民交流、ふるさと納税や市民団体による常陸太田地酒プロジェクトなど、多種多様な施策の展開が、関係人口の創出・拡大に資するものであると認識しているとのことでありました。

まさしく、自分も同様に感じたところではありますが、人口減少が避けられない日本及び地域社会にとって、ある意味、人口のシェアとも言えるこの動きや考え方は、地方創生の文脈において欠かすことのできない1つのキーワードとなっています。

一方で、世間一般には真新しい言葉で、関係人口そのものへの理解もまだまだ十分でないと感じ

じています。

そのような中、アフターコロナ時代に地方への関心が高まることはもちろん、コロナショックによりテレワークが加速し、働き方改革が本質的に進み始めることで、地方にとっては、関係人口を増やすべくパイが増える可能性が高まってきているわけであります。

また、地方創生施策として、今年度から5か年で実施する第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針に関係人口創出が取り込まれたことを受け、本市でも7月に発行された第2期常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、本市に継続的に関与する関係人口の創出・拡大を企業、各種団体、地域等と連携して取り組む旨が新たに掲げられています。

そこで、①として、関係人口の創出・拡大に向けた推進策について、どのような検討が行われているのか、お伺いいたします。

以上、3項目6点についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

[柴田道彰保健福祉部長 登壇]

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症対策に係るご質問のうち、初めに、PCR検査の現状についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が県内で発生した3月以降の県内における検査体制につきましては、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、本人または家族、医療機関の医師から、各保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターに連絡し、症状や接触の状況などの聞き取りの内容に応じて、PCR検査を指定医療機関の帰国者・接触者外来で受ける仕組みにより、検査が実施されております。

こうした検査体制の中、5月末時点で1日当たり300件程度の検査許容量でしたが、それ以降、医師会で設置されている地域外来・検査センターや民間の検査協力医療機関による保険所を通さず直接検査を受ける仕組みも増えてきておりまして、県においては、9月までに地域外来・検査センターを15か所に設置し、1日最大1,100件の検査体制に拡充することを目指しております。

当市の管轄保健所であるひたちなか保健所管内のPCR検査体制につきましては、保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターを通じて、指定医療機関で実施される検査のほか、6月下旬に那珂医師会による地域外来・検査センターが設置され、これに伴い那珂医師会と常陸太田市医師会の連携の下、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が市内の医療機関に受診し、医師がPCR検査を必要と判断した場合は、この地域外来・検査センターで検査を受けられる体制が整っております。

加えて、場所は非公表とされておりますが、ひたちなか保健所の事業として、ドライブスルー方式でのPCR検査が8月末から開始しておりまして、さらには、管内の検査協力医療機関につきましても、8月末現在、17医療機関あり、増加している状況でございます。

また、PCR検査を受ける対象者についてでございますが、県においては、議員ご発言の医療介護専門職や介護施設入居者などに対して、定期的にPCR検査を受ける体制整備には至ってお

りません。

しかしながら、県では、クラスター発生及び拡大を防止するため、濃厚接触者であるかどうかにかかわらず、あるいは有症状、無症状であるにかかわらず、必要と認められる幅広い範囲を柔軟かつ迅速に検査を行うことのできる仕組みに拡大してきているところでございます。引き続き、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて、市民の感染防止、不安の解消のために、さらに身近な場所でPCR検査のできる体制が整えられるよう、保健所や医師会、医療機関等と連携及び協力に努めてまいります。

次に、誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者やその家族に対する誹謗中傷、対応に当たっている医療従事者やその家族など関係者に対する差別や偏見、それに伴う様々な風評被害が全国的な問題となっており、中でもインターネット上での匿名性を盾にした誹謗中傷の書き込みには憂慮すべきものがあります。それらの差別や偏見の行動の背景には、新型コロナウイルス感染症に対する人間の過剰な防衛本能、不安や恐れが存在していることが要因であると言われておりますが、何の罪もない感染者や市民の命や生活を守るため医療や福祉に従事している方々やその家族が、社会から不当な差別、偏見、誹謗中傷を受けることはあってはならないことであります。

このため、市はもとより、国、県、各種関係団体等におきましても、人権への配慮に関することや人権相談窓口等についてホームページ等に掲載し、啓発を図っているところであります。

なお、本市の学校において、いじめは絶対に許さないという教育指導を日頃から行っておりますが、文部科学省により、新型コロナウイルス感染症へのいじめや学校への誹謗中傷が起きていることから、誰もが感染する可能性があるとした上で、感染者を責めないよう児童生徒、保護者、学校関係者らに向けた大臣メッセージが発表されました。この発表を受け、学校等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等への差別や偏見、いじめは絶対に許さないとの指導を行うとともに、児童生徒を通し、保護者へも周知徹底を図ったところです。

市といたしましては、新しい生活様式の中で新型コロナウイルスと共存する社会を構築していくためには、偏見や差別のない環境をつくり、市民一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に関して、不安を抱くことなく正しく理解し、正しく行動することが大切であると考えておりますので、引き続き、広報ひたちおたホームページ、防災行政無線等により、確かな情報発信を行うなど啓発に努めるとともに、関係機関との連携により人権相談等を実施し、誹謗中傷や差別を受けた方に対して、必要な情報の提供、助言等の支援を行ってまいります。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 商工観光部関連のご質問にお答えいたします。

初めに、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）新型コロナウイルス

感染拡大防止についての②、いばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進についてのご質問にお答えいたします。

まず、いばらきアマビエちゃんの事業所等の登録状況についてですが、8月31日現在、県内で2万2,110件が登録されており、そのうち常陸太田市内の登録件数は399件となっております。

内訳といたしましては、飲食店が最も多く、国の経済センサスにおける市内飲食店数150店舗に対し、現在52件が登録されております。

また、市内の公共施設等85件につきましても、全て登録を済ませております。

議員ご発言にございましたように、いばらきアマビエちゃんは、まず、事業者やイベント主催者が自ら県に登録し、県から送られた利用者登録用QRコードを店舗等に掲示し、その店舗等を利用する方がQRコードを読み込んで初めて有効に運用されるシステムとなっております。

事業者側には、いばらきアマビエちゃんに登録したことで利用者に新型コロナウイルス感染症対策を実施している事業者としてアピールができ、安心して利用いただけるというメリットがある一方で、高齢の事業所などはシステムへの対応ができないという課題もございます。

また、登録された店舗施設等を利用する方にとりましては、利用された店舗等で新型コロナウイルス感染者が発生した際に、接触の可能性をメールで注意喚起されるメリットがある一方で、施設を訪れるごとにQRコードを携帯電話等で読み取る手間や読み取りに失敗したりすると2度目の読み取りを諦めてしまうなど、利用に関しましても課題が多いところでございます。

本市といたしましては、いばらきアマビエちゃんの普及啓発といたしまして、これまで市の広報紙、ホームページ、商工会報、観光物産協会会員へのファクス等により、事業者や市民への周知を図るとともに、事業者登録がインターネットを通して行われますことから、商工会や観光物産協会と連携を図り、高齢等により登録手続きが困難な事業者に対する登録サポートを行っております。

なお、茨城県では、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業者へのいばらきアマビエちゃんの登録義務化を盛り込んだ条例制定とともに、登録事業者数を増やすため、いばらきアマビエちゃん登録事業者が感染防止策を行った場合の補助や利用登録者へのプレゼントキャンペーンなどが今後予定されております。

市といたしましては、これまでも利活用が図られるよう普及啓発に努めてまいりましたが、県条例制定後には遵守されるよう周知しながら、引き続き、市内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項の2、産業の振興についての(1)キャッシュレス化の推進について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、①、キャッシュレス・消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組についてでございますが、議員ご発言のとおり、昨年10月の消費税率引上げに伴い、国が実施いたしましたキャッシュレスポイント還元事業により、市内の事業者においても従来のクレジットカードによる決済に加え、スマートフォンのアプリを活用したQRコード決済や、市内

の大型スーパーにおいてもプリペイドカードによる決済が導入されるなど、キャッシュレス決済が普及してきている状況でございます。

市といたしましても、昨年6月に普及促進を図るため、商工会及び市内金融機関と連携を図りまして、キャッシュレス推進セミナーを開催したほか、商工会や観光物産協会等の関係団体を通じた情報発信等により、普及啓発を図っているところでございます。

また、利用者の普及につきましては、店舗が複数の決済手段を用意し、利用者の利便性向上に努めていることなどから、徐々にキャッシュレス決済が普及してきている状況にあると捉えております。

次に、②、マイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業についてのご質問でございますが、国のマイナポイント事業が、本年9月1日からマイナンバーカード取得者にマイナンバーカードとひもづけたキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大5,000円分付与することにより、マイナンバーカードの普及とあわせてキャッシュレス決済の普及を促進する事業として実施されております。

本市におきましては、マイナンバーカードの普及に向けて、昨年度より活用方法の検討を行ってまいりました。特にキャッシュレスにつきましては、先進的にマイナンバーカードを使った自治体ポイントを運用している自治体への視察なども行い、その運用方法などについても検討してきており、カードリーダーの設置にかかる費用や店舗開拓の必要性、他市における運用実績などを勘案し、費用対効果の面からも今回、実施予定としておりますマイナポイント事業に合わせたポイント付与事業がより市民サービスの利便性向上に資する事業であると判断したところでございます。

今回の国のマイナポイント事業に合わせた独自のポイント付与事業は、マイナンバーカードの普及促進を図り、さらにはキャッシュレス決済を普及させることを目的としたものであり、事業の概要といたしましては、本市が提携するキャッシュレス決済事業者のPayPayを利用し、チェーン店や大型店を除く市内の店舗で買物をした方に対し、2万円以上の買物で決済金額の20%、最大4,000円分のポイントを還元するキャッシュレス推進事業を本年11月1日から来年1月31日までを予定しております。

提携する決済事業者のPayPay株式会社は、市内で約150店舗加盟しており、商工会による調べでは、他の決済事業者に比べ、市内中小店舗での普及率が最も高い決済事業者であり、また、総務省に本市と決済事業者とのマッチングを依頼したところ、本年7月にPayPay事業者とのマッチングをしていただき、同社と提携することに至った次第でございます。

今後、同社におきましては、さらなる店舗開拓や店舗向けの勉強会等の開催を予定してまいります。キャッシュレスの推進につきましては、消費者がコロナ禍の中で現金を触らずに決済ができること、また、事業者が、スピーディーな決済、売上げ管理の簡略化、新たな顧客開拓ができるといったメリットがございますことから、さらなるマイナンバーカードの普及促進、キャッシュレスの推進における市内での消費喚起に取り組んでまいります。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 関係人口の創出・拡大に向けた推進策についてのご質問にお答えいたします。

これまで本市では、議員のご発言にもございましたように、関係人口という考え方を特に意識せず、本市への新しい人の流れをつくるのを目標に少子化・人口減少対策、交流人口拡大、地域の活性化などを図るための各種施策事業を展開してきておりまして、結果的に関係人口の創出・拡大という施策につながってきたところでございます。

関係人口の創出・拡大につきましては、7月に策定をいたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に、本市とのつながりを築き、本市への新しい人の流れをつくろうに明記いたしまして、移住定住人口の増加や地域活性化を図るために、交流人口に加え、改めて施策推進の重点事業への位置づけとしたところでございます。

これまで推進を図ってまいりました各種事業におきましては、関係人口の創出・拡大を意識しつつ、さらなる充実を図ってまいりますとともに、少子化・人口減少対策、交流人口拡大、地域の活性化などのため、本市への新しい人の流れをつくるという大きな面で捉えた中で、新たな施策等につきましても推進を図ってまいりたいと考えてございます。

現在、国におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました新たな生活様式の確立を促進するため、各自治体における事業等立案に係ります専門家からの支援ツールとしての地域未来構想20オープンラボにおきまして、20の分野のうち、キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、脱炭素社会への移行、教育、地域交通体系、文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス、リビングシフト、強い農林水産、新たな旅行の計10分野へ登録し、実施事業の検討を進めることとしてございます。

これらの分野におきまして、関係人口関連といたしまして、都市と地域の両方のよさを生かして働く、楽しむスタイルであるリビングシフトが分野として挙げられてございますので、これらの中におきまして、ワーケーション、ワークとバケーションを組み合わせた造語でございますが、休暇を兼ね、仕事も両立させる環境づくりとして、このワーケーションの導入につきまして、この支援機能を活用しながら検討を進めまして、関係人口の創出拡大につなげてまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 藤田謙二議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） では、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），①のPCR検査の現況については、大分初期の段階から比べると、検査を受けられる体制整備が整ってきているようでおおむね理解いたしました。そこで2点、再質問させていただきます。

まず、県では、地域外来検査センターを9月までに15か所に設置できるよう、医師会と調整中で、1日最大1,100件の検査体制に拡充することとなっているということですが、現時点では何か所に設置が済んでいるのでしょうか。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 地域外来検査センターの設置状況でございますが、県疾病対策課に確認しましたところ、8月末現在、9か所に設置されております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ということは、さらに6か所の設置が、今後も計画されているということで、可能であるならばぜひ、本市においても設置されることを願うところであります。

また、8月は熱中症による患者とコロナの症状が似ているため、病院の受入れに際し、見極めが大変であったとの問題が指摘され、短時間で検査の可能な抗原検査の拡大を求める声も上がっていましたが、このひたちなか保健所管内におけるPCR検査よりも簡便と言われる抗原検査については、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 ひたちなか保健所管内における抗原検査ができる医療機関ですが、管内にある指定医療機関、並びにその他の医療機関では2か所ございます。抗原検査につきましては、短時間で結果が分かることもあり、感染しているかどうかの目安になりますが、精度に課題がありますことから慎重に取り扱われている状況でございます。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） この先、冬に向けてインフルエンザとの同時流行も危惧されておりますので、市内の医療機関とも連携の上、十分なる備えをお願いしたいと思います。

次、②のいばらきアマビエちゃんの登録状況及び利活用促進策についてであります。8月末時点で県内の登録数が2万2,110件と、市内においては399件ということで、県内44市町村の平均を単純に割り出すと約503件ということで、決して多いほうではないようにも感じられますが、高齢者等により登録手続きが困難な事業者に対し、登録サポートを行っているということでもありますけれども、具体的にどのようなサポートを行っているのでしょうか。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えいたします。

いばらきアマビエちゃんの登録にはメールアドレスが必須で、インターネットでの申込みが必要となります。このような手続きに抵抗感を感じている高齢等の事業者に対しまして、本市では、個別登録までできるよう事業者本人とスマートフォン等で確認を取りながら、最後の登録ができるまでサポートをしており、また、必要に応じてQRコードの入った宣誓書を印刷して事業者到手渡すなどのサポートをしております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 常陸大宮市などは、全庁を挙げて各部から数人ずつの推進員を選任し、市内の飲食店やホテルなど300店舗に対し、職員が直接出向いて登録の呼びかけを行うといった取組を実施していたり、つくばみらい市では、県に先駆けて登録した事業所に一律10万円の助成や登録店舗で使える1,500円分のクーポン券を市内2万1,000世帯に配布するなどして、感染防止と地域の活性化を図っているようであります。

茨城県も補正予算を組んで、1事業者当たり感染防止策に要する費用として定額3万円、複数店舗所有の場合は6万円を助成し、登録店舗での利用登録者には、農産物や酒などの県産品を抽選でプレゼントするキャンペーンを実施するなどの計画も発表されておりますが、本市では、県の事業への上乗せなど独自のインセンティブなどは検討されているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本市独自のインセンティブにつきましては、県のキャンペーン等の動向を注視しながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 引き続き、さらなる普及啓発をお願いいたします。

次に（2）、①の誹謗中傷及び風評被害の抑制に向けた啓発の必要性についてであります。1回目の答弁にもあったように、先般、萩生田文部科学大臣が、新型コロナウイルス感染者に対する差別を防ぐため、子どもや教職員、保護者に差別へ同調しないよう呼びかけるメッセージを都道府県教育委員会などに向けて発信されたとの報道が行われましたが、私はこの問題というのは、教育界のみならず社会全体の問題であると思っています。

そのような中、8月25日付で市のホームページにアップされた日本赤十字社の負のスパイラルを断ち切るために新型コロナウイルスの3つの顔を知ろうという内容が、とても分かりやすく表現されており、偏見や差別のない環境をつくる上で有効な情報であると感じました。ぜひ、このような啓発に向けた情報をもっと目に触れやすいよう広報紙に掲載するなど、工夫を凝らした情報提供に心がけていただきたいと思います。

あわせて、コロナ時代も初期の頃と比べ研究が進み、例えば、飛沫感染や接触感染の危険性は高くても、空気感染の可能性はほとんどないことなど、正しい情報を正しく伝えることで過度な不安や恐れを弱めていくことにつながるものと考えています。この不安や恐れこそが、人間の生き延びようとする本能を刺激して、ウイルス感染に関わる人や対象を日常から遠ざけたり差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊してしまう要因であるとも言われています。ぜひ、さらなる効果的な広報啓発に努めていただきたいと思います。

大項目2、（1）、①のキャッシュレス消費者還元事業による市内のキャッシュレス決済の普及に向けた取組については、理解いたしました。実際に、私どもの店舗でもこの間キャッシュレス決済を導入したところ、利用者が増加傾向にあるといった状況でございます。そこで、このキャッシュレス決済を推進していく上で、市内の普及状況については数字として捉えられているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市全体へのキャッシュレス決済の普及状況につきましては把握できておりませんが、今回のキャッシュレス推進事業の提携事業者でありますPayPay株式会社によりますと、昨年6月の時点でPayPayを導入している店舗が、コンビニ、チェーン店を含め90店舗だったのに対

し、本年6月には220店舗が導入と大きく増加していることから、市内でもキャッシュレス決済が普及していると考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 今後、P D C Aの観点からも、伸び率も含めてしっかり捉えていく必要があると思いますので、P a y P a y以外の調査も、ぜひ進めて検証して行ってほしいと思います。

②のマイナポイント事業に合わせた市独自のキャッシュレス推進事業については、マイナポイントの決済事業者をQRコード、バーコードで支払うスマホ決済サービスのP a y P a yを選択された方を対象に、11月から3か月間のうち2万円以上の買物をする事で20%に相当する4,000円分を上限にポイント還元するというのですが、予算的にはどれくらいの利用を想定されているのか、お伺いたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度の事業予算を1,000万円としておりますが、800万円がポイント付与分、残りの200万円をキャッシュレス推進に向けた講習会開催費、事務費等に予定しております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 今回の事業は、キャッシュレス決済の推進はもとより、マイナンバーカードの普及促進が大前提となっているわけですが、現状でP a y P a yを利用されている市民は、若い世代を中心に増加傾向にあるものの、7月から始まっているマイナポイントの決済事業に選択されている方となると、かなり限定的のような感じがしてなりません。1回目の質問時にも参考として挙げたポイント還元事業補助金事務局の一般社団法人キャッシュレス推進協議会の調査でも、6割以上が、週1回以上キャッシュレスを利用しているようでありまして、特にQRコード、バーコード決済の増加が著しい中で、月1回以上利用するキャッシュレス決済としては、クレジットカードを利用する方が、50代、60代を中心に71%。交通系以外の電子マネーが50代を中心に33%。QRバーコード決済が20代、30代を中心に32%。交通電子マネーが10代、20代を中心に、電車やバスの利用が22%で買物の利用が13%。デビットカードが20代を中心に7%との調査結果もあるようですので、今回予定している期間中に利用状況を鑑みながら、決済事業に選択されていない方でもP a y P a yを利用されている方であれば、市内の対象店舗でポイント還元されるというような拡大措置を、ぜひ検討して行ってほしいと思います。

そのほうが市内加盟店の増加にもプラスに作用すると感じますし、インバウンドや東京オリンピックに向けて期待されていた効果が半減してしまった中、コロナ禍における新しい生活様式の1つとしてのキャッシュレスの推進へも弾みとなるものと感じています。

また、市内加盟店での利用がもちろん条件であるわけですが、利用者については、プレミアム商品券などとは違って、市内外在住を問わないということで理解してよろしいのか、確認も含めてお伺いたします。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のキャッシュレス推進事業につきましては、チェーン店を除く市内の中小店舗で使用した場合、ポイント還元としております。市外から来られ、市内の店舗をご利用いただいた場合にもポイントが付与されますので、市内の商業振興に寄与できるものと考えております。

○成井小太郎議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） 外部からの獲得といった観点ということで理解いたしました。

今回のマイナポイント事業に合わせた市独自のポイント付加事業については、昨日の夕方のフジテレビのニュースでも取り上げられるなど、注目や期待が高まっていると思いますので、ぜひ、良い成果へとつながるような取組に期待しております。

次に、大項目3、（1）、①の関係人口の創出・拡大に向けた推進策については、今後、ワーケーションの導入に向け検討を進めていきたいということで、このワーケーションというのは、密接や密集を避けて、自然豊かな旅先で働きながら休暇を取る過ごし方のことで、在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別されるもので、働き方改革と新型コロナウイルス感染症の流行に伴う新しい日常の奨励の一環として、落ち込んだ地域経済の回復にもつながるものと認識しております。ぜひ、国のアドバイス機能を活用した環境整備に期待しています。全国では、関係人口の専門部署を設置し、対応している自治体も出てきていますし、平成30年度からスタートした関係人口創出・拡大事業では、3年間で99の自治体がモデル事業として採択され、県内では、つくば市と結城市が採択の上、事業を展開しています。

また、今年1月に会派の視察で訪問した宮崎県小林市では、市民と地元出身者のアイデアとパワーで地域の魅力を発信しようと、てなんど小林プロジェクトを立ち上げ、関係人口と参画人口を増やすことをテーマの1つに設定し、内輪をターゲットにしたインナープロモーション、インナーブランディングという独自のスタイルで、方言というコンプレックスにもなっていた地域性を活性化の起爆剤としてSNSやウェブなど、できるだけ費用のかからない手法で、何と約10億円に匹敵するPR効果を成し遂げ、その取組は広告関連の数々の受賞を手にするなど、全国に向けたPRが課題となる中で、認知拡大に貢献するとともに、関係人口の拡大へ大きな成果をもたらしていました。

既に、東京では、5月に続き7月も人口移動報告で転出超過となるなどの動きがあらわれてきており、まさに地方にとっては、移住、定住促進に向け、チャンスとつながるべく一斉にスタートラインに立っている状況にあると思います。そのような中で、いかにスピーディーかつ独自性のある魅力的なパッケージを打ち出すことができるかがポイントになってくると思いますので、都市部で働きながら、ふるさとなどの地方で活躍する、ふるさと副業なども検討の上、少子化・人口減少対策課のみならず、商工振興・企業誘致課や市民協働推進課など、関連する部署の横断的な知恵を結集し先手を打てるよう展開して行ってほしいと望みます。

以上で私の一般質問を終わります。